

令和 6 年度 第 1 回江津市農業委員会総会

日時：令和 6 年 4 月 22 日(木) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市役所 2 階多目的ホール

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第6 その他

○出席農業委員（11 名）

1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳

5 番 山本秀彦 6 番 田中克行 7 番 大村理之 8 番 和田幸子

9 番 深野政勝 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○ 出席推進委員（9 名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、
野田英夫、湯浅憲昭、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 5 年度、第 13 回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いします。

会 長 おはようございます。もうすでに田植えの準備でお忙しい時期ですが、よろしくお願いします。先月の 3 月 28 日に松江市において、島根県農業会議総会が開催され、私と事務局長が出席をさせていただきました。その中で、令和 5 年

度の事業実績、令和6年度の計画書が起案され審議されたところです。また、理事の選任について議案もありまして、前回まで、JA 島根おおちの日高本部長と浜田市から原田農業委員会会長が出ておられましたが、原田会長が引退され、私が後任の理事に選任されました。理事 26 人、監事 2 名という構成ですが、非常に重責であります。事務局や県をはじめ、関係各位のご協力をいただいて、県内や江津市の農業の発展に努めていければと思っていますところです。

また、その後、会長・事務局長研修会がありまして、その中で、当市の江津市農林水産課の山本課長補佐が講師で地域計画の策定の取り組みについて説明をされました。県内はもとより、全国的にも江津市の地域計画における江津版人農地利用ゾーンの推進等の取り組みが非常に注目をされていることと思います。このあと、説明があると思いますが、明後日 24 日には公告に向けて、関係機関での今年度のスケジュール・体制・施策などについて意見交換会が予定されています。計画の公表に向けて、わたくしども農業委員会としても農林水産課及び関係機関とさらに連携を深めて、皆さんの担当地域に内容をわかりやすく伝えていただくとともに、担当地区においての農地の見回り、農家の現状の把握、農地サポートシステム及びタブレットを活用した農地の効率的な管理等を進めていくということが重要だろうと思っています。農業委員会としての役割を果たすため、しっかり皆様と協力しながら活動をしていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。それでは、令和 6 年度、第 1 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、井上推進委員、崎谷推進委員から欠席の報告を受けております。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名します。ご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、10 番 山田委員、11 番 藤井委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

《 波積町北 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。

事務局 番号は1番です。農地の所在は、波積町北●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●。状況としましては、譲受人の要望により、野菜作りがしたいということで無償で譲渡するということを双方で話されたようです。以上です。

会 長 それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員 図面のほうの農地法第3条①をご覧ください。波積町北●番●ですが、県道大田井田江津線を進むと●●さんというお宅からが波積で、そこまでが都治という町境の区域です。現地ですけれども、波積町北●番●の所有者は●●●●さんになっていますが、相続した農地でして、実際のところの農業経営はしておりません。●●さんと●●さんは、おばさん同士が兄弟という親戚関係にあり、●●さんの営農希望により●●さんの農地を所有権移転という話となり、無償譲渡ということになったようです。特に、他に影響を与えるようには思えませんし、私は妥当なところではないかなって思っております。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2につい

て」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは2番です。農地の所在は後地町●●●番●、地目は畑、面積は●●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●です。

譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。

状況としましては、譲渡人が地元であった都治町の方に戻るという事はなく、耕作していない土地となっていたこともございまして、譲受人が所有権移転で取得し営農活動を行うということになっております。位置的に言えば、●●●●●●の市道を挟んで東側になるのですが、現状はちょっと竹藪のようになっています。伐採して、柿や梅の果木の植栽を行うと聞いております。

対価は10aあたり●●万円です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図は2枚目をご覧ください。20日の日に現地確認をしてきました。

左の上のほうにある交差点、国道9号線沿いの●●●●●、●●●●●まで約●●●メートルくらい西側のところにあります。それを右に入りまして、●●●●●の方に進んで、約●●●～●●●mの左側に細長い農地がありまして、事務局が言ったとおり荒れたような状態ですけれども、ここを整備して果木を植えたいと仰ってました。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

階本推進委員 事務局に質問いたします。●●さんという方が●●ぐらいを●●さんにお渡しされるのですが、●●さんの経営面積が●●aと書いてありますが、登記簿ではどういう数字がでているのですか？ありえないことだと思いますが。●●以上のものを売却されるわけでしょ？●●さん自身の現在もっておられる畑は、●●aと書いてありますが、こういう場合に、これを渡した残りがこれだけだ、というふうに今までも全て解釈しているがどういことでしょうか？

事務局 自動計算になっている農地台帳システムなのですが、経営面積には現況の耕作有無は関連がありません。減少分は●●さんの所有農地から●●aあるものを差し引いた数値が載っています。増加する●●さんの方は、これから認められた後に加算されるので入っていない状況になります。前回の委員会で波積の土

地のことで質問された回答を後ほど報告と思ったのですが、いい機会なので説明させていただきますが、前回波積であったときも同様に経営面積があわない、表示があわない、という事がございましたが、あの場合は表示した面積、これから足す面積は、承認されるまで入っていない。しかし、契約解除になった部分は、差し引かれて計上されるということで3筆あった農地面積がだんだん減っている記載になったということです。しかし、実際は借換ですので、元の面積に戻るということになります。少しややこしいような書き方で申し訳ないのですが、今回の場合は●●a になっている部分は●●a を差引いたものです。なので、●●さんの、面積は、承認後に●●a 加算されるという事です。

階本推進委員 今の説明でわかります。だから、実際には●●●a あった●●さんのものが●●a ほど減るという事でしょう？それはよくわかりますが、私が心配しているのは、例えばこの方が生誕地に帰着の見込みがないとおっしゃっているんでしょう？にもかかわらず、●●a というものが依然として後地町にそのまま残るということでしょう？誰も管理されないということですよね？今までもいっぱいあるけれど、一番そこを心配している。必ず残るんですよ。そういうところを、なにか、申請人である司法書士さんとか、売買される方とか、賃貸される方、賃借される方がもう少し話し合って、なるべくなら、こういうものがなくなる、出ないように私は希望したいんですよ。

事務局 所有権移転は個人の判断によるものが大きい。こういうように、所有権移転等が申請が出された場合に残地がある場合もあります。その部分での有効的な農地利用に関しては、それこそ、農業委員会、推進委員さんの仕事になってくるのではないかなと思っています。

階本推進委員 変な言い方します。今までいっぱいこういうことがあって、小さい畑や田んぼは耕作が全くなり、関与しないということですかね？農業委員や推進委員が努力をしないとイケないと言われますけれど、そういうものは実際行われないとわからないわけだから、もう少し、「ここにも私の名義の畑がありますが、作ってもらえないでしょうか？」というようなことを、その司法書士や当事者に委員会から持って行って、ある程度埋めていかないと、ずっと放置されたままになりますよ、こういう例があると。次からほんと手が付けられない状態になるでしょう。少なくとも今回の残地の●●a はおそらく田畑の価値がなくなるわけでしょう？

事務局 さきほどもいいました通り、所有権移転に関しては個人の考え方によりまされど、残地が大きい場合や位置関係も重要ですが、例えば今回のように隣接しておれば、一緒にと所有権移転ということもあるでしょうが、隣接していなければ一緒に所有権移転は難しい状況ではないかと思います。ただ、今後の荒廃を懸念するような状況であれば、農業委員・推進委員さんが一緒になって考えていくということでご理解いただけないでしょうか。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

階本推進委員 はい・・・わたしほんとに心配してるわけですよ。

会 長 農業委員会としても対応していかないと考えております。ほかにございませんか。質問がないようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手多数 〕

会 長 挙手多数と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 浅利町 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3 番です。農地の所在は浅利町●●●番地●、地目は畑、面積は●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●区●●●丁目●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況としましては、譲受人は近隣に家屋を所有しておられまして、この当該農地の隣接の家屋を同時に購入して家庭菜園を行うということでございました。対価は 10a あたり●●●●円です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図は 3 枚目をご覧ください。

同じく 20 日に見たんですけれど、地図の下の方にで 3 分の 1 のところに東西に延びている道路が国道 9 号線です。JR 浅利駅の●●●●m あたりになりますが、●●●●という●●●があり、そこから細い道を住宅地のほうに入り、●●m ほど入った所にある●●という家に隣接した農地になっております。周辺に雑種地があるのですが、それもあわせて譲受人が取得されております。

して、家庭菜園の農地として取得したいと申請されました。現状は畑として活用されています。特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 4 番です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地甲です。譲受人は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。状況としましては、親から農地を譲り受けて、新規就農で施設野菜、椎茸と木耳の栽培をすると聞いています。施設以外は露地野菜を栽培するということでございました。対価は無償でございます。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図は 4 ページをご覧ください。けっこう広い農地ですが、県道皆井田江津線の●●●●●●から●●キロくらい●●へ進み、●●に折れる道に入ったところです。譲受人に状況を聞いていますが、菌床椎茸を中心に経営をしていくとのことで、今年からということを考えていたが、現在はまだあまり営農活動を行っていないとのことでした。他の地域から●●さん夫婦が帰って来たのに併せて、父親から農地を譲ってもらい、ここで新規就農をするということですのでよろしくお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

階本推進委員 資料をみると現地確認が田中委員になっておりますが・・・。

事務局 誤記載がありましたので、深野委員と田中委員両名に連絡をとって謝罪も含めてお願いしたところです。

会 長 たいへん申し訳ございません。ご理解いただきましたでしょうか。質問等が無いようですので採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4 については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 波子町 》

会 長 次に日程第 3、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてです。

事務局 それでは 1 番です。農地の所在は波子町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。申請者は、●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。

転用の目的は個人住宅の建築です。 状況的には昭和 38 年月日不詳ですが、すでに家が建っています。登記名義人は先々代なのですが、地権者と家屋の所有者が違っておりました、申請人からするとおじさんになるようですが、先々代の所有農地に承諾を得て家を建てたそうです。家屋は相続での手続きが済んでいるとのことですが、土地は、相続等行った場合に以前の農地のまま相続しており、最近、家が建っていることが判明したために改めて申請して転用を諮るということでございました。顛末書もついております。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 位置図は 5 ページをご覧ください。

左縦が山陰線で、上が江津方面、下が浜田方面です。線路の下を走っているトンネルみたいなものがあり、通過して川沿いの三叉路を●の方へ約●●mのところに現地があります。周りはブロックで境がしてありまして、他の土地の方には影響はないように思われます。ただここまでしか乗用車は入りません。そういう状況です。以上説明終わります。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 2 番です。農地の所在は、二宮町神主●●●番地●、地目は畑、面積は●●●㎡、二宮町神主●●●番地●、地目は畑、面積は●●●㎡です。

申請人は、●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。

転用の目的は個人住宅の建設です。状況的には昭和 47 年月日不詳で、こちら
も、すでに家が建っています。先代のときに家を建てて現在に至っています。相
続等、登記をする際に確認をしたところ農地に家が建っている、ということで、
改めて転用申請を行ったということでございます。顛末書がついています。以
上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図は 6 ページ、農地法第 4 条②をご覧ください。この土地の位置図は、
●●●●●●がありますが、裏のほうの土地で、この図ではちょっと見づら
いんですが二宮から有福に接続する広域農道が●●●●●●の南側、この地図で
いえば下側に通っている位置です。道路の位置、表示がはっきりわからないで
す。●●●●●●の裏側の土地だと理解してください。

この土地は、昭和 47 年、親の代にここの土地に家を建てられまして、それか
らずっと住んできたわけですが、今回、息子さんが家の改築や屋根の補修を行
うにあたり、相続関係の手続きを行った際に農地であることが判明したため、
あらためて転用申請となったようです。顛末書がついておりました。以上です。
よろしくお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することにより賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 嘉久志町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。

事務局 番号は 1 番。農地の所在は、嘉久志町●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡、嘉久志町●●●番●●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は、●●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●です。譲受人は、●●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●です。転用の目的は、貸駐車場です。状況として、確認しますと以前農地でありながら無許可で家が建っていたという状況です。今回確認に伺ったら整地をしてありまして、違法転用での家屋が解体であったため、登記どおりの農地としてカウントすべきだと思っております。そこで、貸駐車場にということですが、譲受人が個人で所有権移転を行って、●●●●●●●●●●へ駐車場として貸し出すという形態をとるということでもあります。対価ですが、10a あたり●●●千円、工期は許可の日から令和 6 年 10 月 31 日です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 位置図は農地法第 5 条①をご覧ください。申請地は左上から右下に通っております県道江津インター線、これは国道 9 号とバイパスを結ぶ道路です。下の方に走っていきますと中央公園、上は北で国道 9 号に接続します。角地に●●●●の●●●●がある辺りになります。●●●●●●という●●が右下の

方に書いてありますが、ここの駐車場の端に●●●●●があります。

確認のため、ここに車をとめて歩いて●●mくらい、●●沿いに、●の方に進むと申請地がありました。現状は、先ほど事務局から説明がありましたように、草が一部生えている状態で耕作等している状況はありません。一部砂利が敷いてあって、車の出入りが多少あるかなというところがありました。あとは、周辺には斜線の●●●●●側に一部耕作している畑があります、申請地が耕作している畑より 5、60 センチ低い状況です。周りはブロック塀で囲ってありましたので、その農地に汚水が流れ込むとか悪影響を及ぼすとかは考えにくいと思います。問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。確認は先週水曜日 17 日に行いました。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 次に議案第 4 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 2 番です。農地の所在は、嘉久志町●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は、●●●●さん、●●市●●●町●●●番地です。譲受人は、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。

転用の目的は、個人住宅の建築です。対価は 10a あたり●●●●●千円、工期は許可の日から令和 7 年 2 月 28 日となっております。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 位置図は 8 ページ、農地法第 5 条②をご覧ください。ちょうど上の中央部から左下に走って新川橋がありますが、この道路が産業道路になります。新川橋の上下ですが、上の方が江津町方面で、下の方が和木町方面です。●●

●から●に約●●～●●m歩きますと●●さんというお宅があって、そこを●●し路地に入って約●●●mの地点になります。

ここは数年、私が農業委員になってからは耕作等が一切されたことがないと思います。草もそんなに生えている状況でない、年に何回か草刈り等で管理されている農地と認識しています。この申請地の南側の方に一部耕作している農地があるのですが、排水は問題がなく、工事でブロック塀をされると思いますので大きな問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第 5、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、利用権貸借でございます。内容に入ります。

番号 1 番です。農地の所在は、波子町●●●番●●、地目は田、面積が●●●●㎡、波子町●●●番●●、地目は田、面積が●●●●㎡、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、です。利用権設定する者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。使用貸借で、貸借期間は 5 年間です。次に 2 番、農地の所在は、都治町●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、です。利用権設定する者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。使用貸借で、貸借期

間は 10 年間です。次に 3 番、農地の所在は、桜江町谷住郷●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、桜江町谷住郷●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が、●●●●さん、●●県●●●市●●●区●●●丁目●●●-●●●号です。利用権設定を受ける者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃貸借で、10a あたり●●●千円で、9 年 8 ヶ月間となっています。次に 4 番、農地の所在は、桜江町谷住郷●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が、●●●●代表相続人●●●、●●市●●町●●●です。利用権設定を受ける者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃貸借で、10a あたり●●●円で、4 年 8 ヶ月間となっています。次に 5 番、農地の所在は、桜江町江尾●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が、●●●●さん、●●市●●町●●番地●●です。利用権設定を受ける者が、●●●●さん、●●市●町●●●番地です。使用貸借で、貸借期間は 11 ヶ月です。次に 6 番、農地の所在は、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●㎡、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、です。利用権設定する者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。利用権設定を受ける者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●1 です。使用貸借で、貸借期間は 3 年です。次に 7 番、農地の所在は、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が、●●●●●代表相続人●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で、貸借期間は 3 年です。次に 8 番、農地の所在は、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、です。利用権設定する者が、●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。利用権設定を受ける者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で、貸借期間は 3 年です。次に 9 番、農地の所在は、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、波子町●●●番●●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で、貸借期間は 3 年で

す。次に 10 番、農地の所在は、波子町●●●番●、地目は田、面積が●●●
㎡です。利用権設定する者が、●●●●さん、●●県●●市●●丁目●●番●
号です。利用権設定を受ける者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●
です。使用貸借で、貸借期間は 1 年です。次のページから位置図等が添付し
てありますので、ご確認ください。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江
津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、
ご質問等はございませんか。

野田推進委員 波子の案件ですが、●●さんというのは●●●●と関係ありますか。

事務局 ●●●●●●さん本人です。

野田推進委員 耕作経営面積が、“0”になっているのでどういう状況かと・・・。

事務局 江津市での経営面積は“0”になっています。

野田推進委員 これは、●●●●に関係しています？

事務局 農地の貸し借りに関しては、●●●●は関係しておりません。

湯浅推進委員 関係していると聞いています。●●●●●●、●●●●で話を聞いたけど、
追い出されて、●●●●関連で波子の駅のほうに移ったということでした
が・・・

事務局 ●●●●の近隣から羊の関係でいろいろ連携しておかないといけないと聞いて
はおりますけれど、ここの契約上は、関係してないと聞いております。

野田推進委員 ●●さんの写真をみると今荒れていますね、航空写真では・・・。

事務局 若干、草が生えている所があります。

野田推進委員 やはり耕作物は有機野菜？

事務局 有機野菜を栽培する予定とは聞いております。

会 長 他にございませんか。

階本推進委員 契約で最後の●●さんだけが 1 年になっているのはどういうことか。
ほかの人は全部 3 年で、この人だけが 1 年となっている。なにか意味がある？

事務局 個人の契約なので、当事者同士の同意によるものだと思います。

階本推進委員 心配なんでね。

会 長 他に質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の
挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に、日程第 6、その他について、事務局より総会に諮るべき案件がございますか？

事務局 資料No.1 と書いているものをご確認ください。手続き実績でございまして、議案処理実績として令和 5 年度に提出された案件の件数と面積等の状況が記載してありますのでご確認ください。また、最適化活動についての令和 6 年度の計画、加えて令和 5 年度の最適化活動実績集計等を併せて公告やホームページに掲載ということとしております。最適化活動の集計については、現在集計を行っているところなので、次回の農業委員会で諮らせていただいて、ホームページでの掲載を行う予定でございますのでご了承ください。以上です。

会 長 その他について、皆さんのほうからなにかございますか。よろしいでしょうか。そのほか、事務連絡等は総会終了後行います。

会 長 以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 6 年度、第 1 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、5 月 20 日月曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いないように、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員